



平成28年9月9日

(照会先)

コンプライアンス部

コンプライアンスグループ長 遠藤 弘之

参事役 森本 孝

(電話直通 03-5344-1112)

経営企画部広報室

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

職員の制裁について

日本年金機構は、本年9月8日付で下記職員を制裁処分いたしました。

このような事態が生じたことは誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

今般の不祥事を重く受け止め、職員の規範意識の向上に取り組んでまいります。

被処分者	制裁内容	制裁事由(事案の概要)
横浜南年金事務所 特定業務職員(50代 男性)	懲戒解雇	本年8月10日(水)、警視庁に私文書偽造及び行使等の 容疑で逮捕されたもの

以 上